

処 分 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第15条の6
処 分 の 概 要：遠隔操作型小型車の使用者に対する指示
原権者(委任先)：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第15条の6
処 分 基 準： 別紙「道路交通法に基づく遠隔操作型小型車の遠隔操作による 道路における通行に係る指示の基準等」のとおり
問 合 せ 先：警察本部交通部交通企画課自動運転対策係 (092-641-4141 内5047)
備 考：

別紙

道路交通法に基づく遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に係る指示の基準等

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に基づき、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示を行う場合における基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 遠隔操作者 遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者をいう。
- (2) 使用者 遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。）の使用者をいう。
- (3) 遠隔操作場所 遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所をいう。
- (4) 通行場所 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所をいう。
- (5) 届出書 法第15条の3第1項の規定により使用者が公安委員会に提出する道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第1の3の4に規定する遠隔操作型小型車使用届出書をいう。

(遠隔操作者に対する指示の基準)

第3条 法第15条の規定に基づき、警察官は、法第10条第1項若しくは第2項、法第12条、法第13条、法第14条の2又は法第14条の3の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示するものとする。

(遠隔操作者に対する指示の方法)

第4条 遠隔操作者に対する指示及び意見陳述のための手続は、次のとおりとする。

(1) 指示の手続

警察官による通行方法の指示は、道路において遠隔操作者を認めることができる場合にあっては口頭により直接に、道路において遠隔操作者を認めることができない場合にあっては電話連絡又は遠隔操作型小型車に備えられた装置（音声等により遠隔操作者が遠隔操作型小型車の周囲の状況を認識することができるものをいう。）を通じて、遠隔操作者に対して行うこと。

なお、遠隔操作型小型車を道路において遠隔操作により通行させようとする場合には、使用者は、遠隔操作場所及び連絡先（電話番号）を記載した届出書を提出しなければならない

こととされていることから、電話連絡を行う必要がある場合には当該届出書を参照すること。

(2) 意見陳述のための手続

警察官による通行方法の指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項第13号に掲げる処分に該当することから、事前に、意見陳述のための手続をとる必要はない。

（遠隔操作者に対する指示の内容）

第5条 法第15条に係る罰則の構成要件は、警察官による指示に従わないことであることを踏まえ、遵守すべき通行方法を具体的に示すこと。

（使用者に対する指示の基準）

第6条 使用者に対する指示の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第15条の6の規定に基づき、公安委員会は、使用者又はその使用する者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。）を指示するものとする。
- (2) 指示は、比例原則にのっとり行うこと。
- (3) 指示は、使用者に過大な負担を課さないこと。
- (4) 指示は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (5) 指示は、1回の違反行為について1回行うものとする。

（使用者に対する指示の方法）

第7条 使用者に対する指示及び意見陳述のための手続は、次のとおりとする。

(1) 指示の手続

使用者に対する指示は、公安委員会が使用者の氏名（使用者が法人である場合にあっては、当該法人の名称をいう。）、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関しとるべき必要な措置、指示の理由その他必要な事項を記載した書面を交付することにより行うこと。

また、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定により、指示を行う場合には、当該指示を口頭で行う場合を除き、指示の相手方となる使用者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間並びに当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

(2) 意見陳述のための手続等

使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることをはじめ、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとることを指示するものであり、行政手続法上の不利益処分に該当することから、指示をしようとするときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付することにより、事前に、弁明の機会の付与の手続をとらなければならない。

（使用者に対する指示の内容）

第8条 使用者に対する指示に当たっては、使用者が講ずべき措置を具体的に示すこと。

（使用者に対する指示の通知）

第9条 使用者に対する指示の通知は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書（別記様式）を使用者に交付して行うものとする。

（補則）

第10条 この規程の運用に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

別記様式（第 9 条関係）

第 年 月 日	
遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書	
殿	
福岡県公安委員会 印	
道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 5 条の 6 の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
届 出 番 号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

（ 教 示 ）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。